執行機関の附属機関設置に関する条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律又はこれに基づく政令に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の	附属機関	担任事務	組織及び構成	
属する執行			委員総	構成
機関			数	
市長	宝塚市総合計画	総合計画の策定につ	25人	知識経験者又は市長が適当
	審議会	いての調査審議に関	以内	と認める者 11人以内
		する事務		市内の公共的団体等の代表
				者 10人以内
				公募による市民 4人
///////////				
//////////		<u> </u>	(1////////	

(委任)

第2条 附属機関の運営について必要な事項は、当該執行機関が定める。